

○東御市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年4月1日

告示第36号

改正 平成21年3月27日告示第38号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく地域密着型サービスの適正かつ円滑な運営を図るため、東御市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 運営委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関すること。
- (4) その他地域密着型サービスの適正な運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、東御市介護保険運営協議会(以下「介護保険運営協議会」という。)の委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、介護保険運営協議会の委員の任期を適用する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年3月27日告示第38号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。